

信濃町太陽光発電設備の設置と地域環境との調和に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、本町における太陽光発電設備の設置に関し必要な事項を定めることにより、災害の防止、豊かな自然環境及び町民の生活環境の保全並びに良好な景観の形成その他の地域環境（以下「地域環境」という。）との調和を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電設備 太陽光を電気に変換する設備及びその附属設備であつて、土地に自立して設置されるものをいう。
- (2) 太陽光事業 太陽光発電設備の設置（当該設置に伴う木竹の伐採及び切土、盛土、埋土等の造成工事を含む。）を行う事業をいう。
- (3) 事業者 設置者（太陽光事業を自ら行うもの又は太陽光事業を発注するものをいう。）及び太陽光事業の施工者（設置者との契約により太陽光事業の施工を請け負う全ての者をいう。）をいう。
- (4) 事業区域 太陽光事業を行う一団の土地（継続的又は一体的に太陽光事業を行う土地を含む。）をいう。
- (5) 隣接住民等 次に掲げる者をいう。
 - ア 事業区域の境界から100メートル以内の区域に土地又は建物を所有する者及び居住する者並びに当該100メートル以内の区域において事業を営む者その他生活環境等の保全上の利害関係を有する者
 - イ 事業区域の境界から100メートル以内の区域に係る行政区（信濃町行政区設置規則（平成29年信濃町規則第8号）第2条に規定する行政区をいう。）の代表者
 - ウ 事業区域が別荘等の保養を目的として管理されている区域内にある場合は、当該区域の代表者

(適用除外)

第3条 次の各号に該当する太陽光事業については、この条例を適用しない。

- (1) 太陽光発電設備の定格出力が20キロワット未満のもの
- (2) 事業区域が400平方メートル未満のもの
- (3) 太陽光発電設備を建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。）の屋根、屋上又は壁面等に設置するもの
(町の責務)

第4条 町は、第1条に定める目的を達成するために、必要な措置を講ずるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、太陽光事業を行う区域について、あらかじめ関係法令等による

規制、地形、地質、地盤等の土地条件、過去の災害記録、信濃町地域防災計画に計画する災害危険箇所その他各種公表された災害危険想定地域の資料等の必要な情報を収集した上で、開発行為等に起因して災害発生を助長することが予想される土地については、事業区域として選定しないよう配慮しなければならない。

2 事業者は、太陽光事業により隣接住民等や地域環境に大きな影響を与えないよう適切な措置を講じなければならない。

3 事業者は、隣接住民等と十分に協議し、良好な関係を保つよう配慮しなければならない。

(土地の所有者の責務)

第6条 土地の所有者は、災害の発生を助長し、又は豊かな自然環境及び町民の生活環境の保全並びに良好な景観の形成を損なうおそれのある事業者に対して、当該土地を使用させることのないように努めなければならない。

(抑制区域)

第7条 町長は、地域環境との調和を図るため、太陽光事業の実施について特に配慮が必要と認められる区域を抑制区域として指定するものとする。

2 町長は、抑制区域内で太陽光事業が計画された場合は、当該事業者に対し、太陽光事業を自粛するよう要請することができる。

(抑制区域の指定)

第8条 前条に規定する抑制区域は、次のとおりとする。

(1) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）

第3条第1項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域

(2) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定された土砂災害警戒区域及び同法第9条第1項の規定により指定された土砂災害特別警戒区域。ただし、土砂災害警戒区域については、隣接住民等の合意を得た場合は、抑制区域から除外する。

(3) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の規定により指定された地すべり防止区域

(4) 砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定により指定された砂防指定地

(5) 河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項に規定する河川区域

(6) 水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項及び同条第2項の規定により指定された洪水浸水想定区域

(7) 信濃町防災マップで公表している防災重点ため池浸水想定区域

(8) 信濃町地域防災計画で定める雪崩危険箇所の区域

(9) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により指定された特別保護地区の区域

(10) 森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項の規定により指定された

保安林の区域

- (11) 長野県水環境保全条例（平成4年長野県条例第12号）第11条第1項及び同条第2項の規定により指定された水道水源保全地区
 - (12) 信濃町水道水源の保護に関する条例（平成3年信濃町条例第24号）第6条第1項の規定により指定された水道水源保護区域
 - (13) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域及び農地法（昭和27年法律第229号）第4条第6項第1号ロに規定する農地の区域
 - (14) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第5条第1項の規定により指定された国立公園及び同条第2項の規定により指定された国定公園の区域
 - (15) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項の規定により指定された史跡名勝天然記念物の区域、同法第134条第1項の規定により選定された重要文化的景観の区域及び同法第144条第1項の規定による重要伝統的建造物群保存地区
 - (16) 文化財保護条例（昭和50年長野県条例第44号）第30条の規定により指定された県史跡名勝天然記念物の区域
 - (17) 信濃町文化財保護条例（昭和45年信濃町条例第12号）第3条第1項の規定により指定された町文化財の区域
 - (18) 信濃町風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成27年信濃町条例第14号）第2条第1項第1号及び同項第2号の規定により指定された風致地区
 - (19) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、近隣商業地域及び商業地域。ただし、隣接住民等の合意を得た場合は、抑制区域から除外する。
- 2 町長は、必要と認めるときは、抑制区域を変更することができる。
 - 3 町長は、前項の規定により抑制区域を変更したときは、その旨を告示するものとする。

（事前協議）

- 第9条 事業者は、当該太陽光事業に着手しようとする日の120日前までに、当該太陽光事業に係る事業計画について町長と協議しなければならない。
- 2 町長は、前項の規定による協議（以下「事前協議」という。）が終了したときは、当該事業者及び第2条第1項第5号イに規定する行政区の代表者に事前協議が終了した旨を通知するものとする。
 - 3 町長は、必要と認めるときは、前項の規定による通知に当該太陽光事業に係る意見を付するものとし、事業者は意見に対して対策を講じなければならない。
 - 4 事業者は、事前協議の内容の変更をしようとするときは、町長と再度協議しなければならない（規則で定める軽微な変更を除く。）。この場合においては、前二項の規定を準用する。

5 事業者は、事前協議の中止又は廃止をしようとするときは、その旨を町長に届け出なければならない。

(隣接住民等への説明)

第10条 事業者は、前条第1項の規定による事前協議開始後に、隣接住民等に対して次に掲げる説明事項に関する説明会を開催しなければならない。

- (1) 太陽光事業の趣旨及び事業計画の内容
- (2) 事業区域の周辺環境に及ぼす影響及びその対策
- (3) 安全対策及び防災措置
- (4) 維持管理の方法及び非常時の対応
- (5) 工事中の騒音及び振動の対策
- (6) 工事中の資材等の搬出入等の管理方法
- (7) 発電事業の終了時の太陽光発電設備の撤去に係る資金計画
- (8) その他町長が必要と認める事項

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する説明会を開催することが困難であると町長が認めるときは、事業者は、規則で定める方法により、隣接住民等に対して説明事項に関する説明を行うことができる。

3 事業者は、前二項の規定により隣接住民等に対して説明した内容を、第14条で定める太陽光事業の着手届出時に、町長に報告しなければならない。

4 事業者は、隣接住民等の理解が得られるよう説明に努めなければならない。
(意見書の提出)

第11条 隣接住民等は、前条第1項又は第2項の規定による説明を行った事業者に対し、説明事項に関して意見書を提出することができる。

(隣接住民等との協議)

第12条 事業者は、前条の規定による意見書の提出があったときは、当該意見書を提出した隣接住民等と協議しなければならない。

2 事業者は、前項の規定による協議を行ったときは、その内容を第14条に定める太陽光事業の着手届出時に、町長に報告しなければならない。

(太陽光事業への同意)

第13条 事業者は、次条に規定する着手届出を行う前に、次の各号に掲げる全ての者から太陽光事業への同意を得なければならない。

- (1) 事業区域に接する土地を所有する者、事業区域に接する土地に建物を所有する者及び居住する者並びに事業区域に接する土地において事業を営む者
- (2) 事業区域の境界から100メートル以内の区域に係る行政区の代表者
- (3) 事業区域が別荘等の保養を目的として管理されている区域の場合は、当該区域の代表者
- (4) 雨水等の排水を事業区域から用水路等に排出する場合は、当該用水路等の管理者

(太陽光事業の着手届出)

第14条 事業者は、太陽光事業に着手しようとするときは、当該太陽光事業に着

手する日の30日前までに、当該太陽光事業の事業計画書及びその他の規則で定める書類を添えて、その旨を町長に届け出なければならない。

(太陽光事業の内容の変更等)

第15条 事業者は、太陽光事業の内容の変更をしようとするときは、その旨を町長に届け出なければならない(規則で定める軽微な変更を除く。)。太陽光事業の中止又は廃止をしようとするときも、同様とする。

(完了報告)

第16条 事業者は、太陽光事業計画に基づく工事が完了したときは、当該太陽光事業計画に基づく工事が完了した日から起算して30日以内に、その旨を町長に報告しなければならない。

(報告の徴収及び立入調査)

第17条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対して報告若しくは資料の提出を求め、又は担当職員に事業者の事業所若しくは事業区域に立ち入らせて必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定による立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、事業者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指導、助言及び勧告)

第18条 町長は、必要と認めるときは、事業者に対して、必要な措置を講ずるよう指導又は助言を行うことができる。

2 町長は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該事業者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 第9条第1項又は同条第4項の規定による事前協議をせず、又は虚偽の内容による事前協議をしたとき。

(2) 第14条又は第15条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(3) 前条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は事業区域への立入り若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

(4) 前項の規定による指導又は助言に対して、必要な措置を講じないとき。

(公表)

第19条 町長は、前条第2項の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、当該勧告に従わない事業者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)並びに当該勧告の内容を公表することができる。

2 町長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、前条第2項の規定による勧告を受けた事業者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(国又は県への報告)

第20条 町長は、前条第1項の規定による公表を行ったときは、当該公表に係る内容を国又は県に報告するものとする。

(防災等の措置)

第21条 事業者は、事業により周辺地域に土砂崩れ、出水又は土砂の流出による災害が生じないように擁壁その他の土留設備等の設置について、安全上必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、工事の中止又は廃止をしようとするときは、既に施行された工事によって周辺地域住民に被害を及ぼさないよう適切な措置を講じなければならない。

(生活妨害防止の措置)

第22条 事業者は、太陽光事業計画に基づく工事及び事業の実施に関し、運行する自動車等による隣接住民等に対する生活妨害を防止するため、必要な措置を講じなければならない。

(文化財の発見)

第23条 事業者は、太陽光事業の実施に当たり文化財を発見したときは、速やかに信濃町教育委員会に報告し、その保存及び管理等について協力しなければならない。

(災害の復旧)

第24条 事業者は、事業に起因して災害が発生したときは、町その他関係機関と速やかに協議し、誠意をもって災害の復旧を行わなければならない。

(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に信濃町太陽光発電設備の設置に関する指導要綱（平成29年信濃町告示第70号）第5条第1項に規定する事前協議書が町長に提出され、公布の日までに着手する太陽光事業については、この条例の規定は、適用しない。